

報告題目：「ロシアにおけるインコタームズ：現状と課題」

氏名（所属・地位）：キセリョフ・エフゲーニ氏（神戸薬科大学・講師）

所属学会：国際商取引学会、国際ビジネスコミュニケーション学会

要旨：

本報告では、ロシアにおけるインコタームズの現状と課題について考察したい。インコタームズは、貿易取引条件としてソ連時代からロシアの貿易で一般的に使用されているが、近年インコタームズに対するビジネスのアプローチに変化が見られる。例えば、2010年代からは、ロシア国内でもインコタームズの使用が増加している。また、売買取引を中心とするインコタームズは物流（例えば、運送会社とのやりとり）などに使われることが増えているという報告がある。さらに、カスタマイズ化されたインコタームズ（例えば、FOB loaded、FOB delivered など）、すなわち 国際商業会議所（ICC）の定義と異なる意味で使われるインコタームズが見られる。ロシアにおけるインコタームズの使用に関しては統計や公式的な数字が報告されていないが、裁判のデータを通じてこの使用の変化について述べたい。

また、ロシアでは商取引について民法典に細かい規定があるにもかかわらず、売主と買主との間でのリスクの移転時点や運賃や保険料等の費用の負担区分などについてのロシア法の説明がインコタームズほど詳しくないという批判が指摘されている。また、ビジネス的には、幅広いロシア国内の取引でも複雑な物流ルートがあるため、インコタームズを利用した方がスムーズであり、これはインコタームズの強みとしてロシアの研究者により報告されている。この影響を受けて、2010年代に入ってからインコタームズは、ロシアの商慣習として国内取引にも使うことが可能になり、さらにロシアの貿易支援機関がインコタームズのメリットをアピールしている。一方、国際貿易を特色とするインコタームズはロシアの法律に直接反映されておらず、ロシアの税金と契約に関する法律の関係で全てのインコタームズが国内取引に使えるわけではないので、国内法とインコタームズで矛盾している場合もある。ロシアの裁判においても、インコタームズがロシアの法律に定められていないという点が判決に直接影響を与えるケースが少なくなかったが、2014年のロシア最高仲裁裁判所の説明により、商慣習としてインコタームズへのアプローチが改善されたと考えられる。このように、近年のインコタームズに対するロシアの態度について考察したい。